



平成29年7月7日

各位

会社名 夢 展 望 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 濱中 眞紀夫
(コード：3185 東証マザーズ)
問合せ先 専務取締役管理本部長 田中 啓晴
(TEL. 072-761-9293)

固定資産の取得に関するお知らせ

当社は、平成29年6月30日付「当社東京事務所の移転及び当社連結子会社の本店移転並びに営業外費用発生に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、平成29年7月下旬に当社東京事務所及び当社連結子会社である株式会社トレセンテ(以下「トレセンテ」といいます)の本店を同じ場所に移転することを決定しておりますが、本日開催の取締役会において、新事務所での業務を開始するにあたり、内装工事を実施することとし、下記のとおり固定資産を取得することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取得の理由

当社東京事務所及びトレセンテ本店の新事務所での業務開始にあたり、設備・環境の整備として必要な内装工事を実施するものであります。

2. 取得資産の内容

固定資産の内容	取得価額
新オフィス改装工事一式	約10百万円

3. 相手先の概要

商号	株式会社タツミプランニング
所在地	横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号クイーンズタワーC棟11階
代表者	米山 茂
事業内容	住宅新築、リフォーム事業
資本金	50百万円
設立年月日	平成8年6月19日
直前事業年度の純資産	989百万円
直前事業年度の総資産	6,932百万円
大株主及び持株比率	R I Z A Pグループ株式会社 96.0%
当社との関係	資本関係、人的関係、取引関係はございません。なお、当該会社は、当社と同一の親会社をもつ関連当事者に該当します。

4. 取得の日程

取締役会決議日 平成29年7月7日

契約締結日 平成29年7月7日

取得日 平成29年7月下旬

5. 支配株主等との取引に関する事項

当該取引は、当社と同一の親会社（RIZAPグループ株式会社）をもつ会社との取引となり、支配株主その他有価証券上場規程施行規則第3条の2で定める者（以下「支配株主等」といいます）との取引等に該当します。

① 支配株主等との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は平成28年7月4日に公表したコーポレートガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「当社は支配株主との間で取引が発生する場合には、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について十分に検討するものとし、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主の保護に努めてまいります。」と定めております。今般の取引におきましても、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に加えて、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性については、取締役会において検討を行った結果、当社及びトレセンテの事務所使用にあたり必要な工事の実施であり、工事にかかる対価についても、同条件で第三者に見積りを依頼し、その見積りと比較した上で決定しており、少数株主の保護の方策に関する指針に適合していると判断しております。

② 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本件取引については、支配株主等以外の第三者から取得した見積りと比較検討したうえで、株式会社タツミプランニングに工事を依頼することを決定しており、当社の独立役員である社外取締役2名からも下記③のとおり意見を受領しております。

また、当社の役員である濱中眞紀夫氏、八島隆雄氏は、支配株主の職員を兼務しているため、当該意思決定等の取締役会決議に参加しないことにより、利益相反を回避しております。

③ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係を有しない当社の独立役員である社外取締役2名（石原康成氏、古川純平氏）より、内装工事は、当社及びトレセンテの事務所使用にあたって通常必要となる工事であることから、その必要性が認められ、また、対価について

も、支配株主等以外の第三者から見積りを取るなど、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置も図られていることから、当該取引が少数株主にとって不利益なものには該当しない旨の意見を頂戴しております。

6. 業績に与える影響

業績に与える影響につきましては、現段階におきましては、公表している業績予想の数値に影響を及ぼすものではないと判断しておりますが、今後、公表すべき事実が発生した場合は速やかに公表いたします。

以 上